

飯島町自動車急発進防止装置 取付費補助金制度について

高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害を軽減するため、後付けで急発進防止装置を設置した方を対象に、費用の一部を補助します。

◆補助額

補助対象経費の2分の1の額(100円未満切捨)。上限2万円。

※補助金の交付回数は、補助対象者1人につき1回です。



◆対象となる方

- ①町内に住所を有し、申請年度において満65歳以上であること
- ②自ら使用する目的で自動車へ急発進防止装置を取り付けること
- ③有効な運転免許証を所持していること
- ④取付業者に依頼して、自動車に急発進防止装置を取り付けること

◆対象となる自動車

- ①自家用かつ乗用又は貨物の用途で使用する普通自動車、小型自動車、軽自動車
- ②車検証の所有者又は使用者の名義が申請者であること
- ③使用の本拠の位置が町内であること

◆補助対象経費

補助金の対象となる経費は、申請時において所有又は使用している自動車への急発進防止装置の購入及びその取り付けに要した費用です。(令和2年4月1日以降に取り付けたものになります。)



補助金の申請から交付までの流れ

① 急発進防止装置の購入及び取り付けをします。

自動車工場、ディーラー、自動車用品店等で取り付けを行います。

※対象となるか事前にご確認ください。

※令和2年4月1日以降に取り付けたものが対象となります。

※提出に必要な書類を事前にご確認ください。

② 必要書類を危機管理係へ提出します。

【必要書類】

1. 飯島町自動車急発進防止装置取付費補助金交付申請書兼実績報告書
2. 補助対象経費の内訳が明記されている領収書の写し
3. 急発進防止装置の機能が確認できるものの写し（カタログ等）
4. 取り付け後の状態を撮影した写真
5. 運転免許証の写し
6. 自動車検査証の写し

※申請及び実績報告は、取付の完了した日の年度中に提出すること。

③ 補助金交付決定及び確定通知書を受領します。

提出書類の審査後、交付決定及び確定通知書を郵送します。

※不交付の場合は、不交付決定通知書を郵送します。

④ 補助金交付請求書を提出します。

交付決定及び確定通知書を受領後、補助金交付請求書を危機管理係へ提出します。

※請求書は、交付決定及び確定通知書に同封してお届けします。必要事項を記入して提出します。

⑤ 補助金の交付

請求書に記載した指定の口座に補助金が振り込まれます。

お問合せ・申請先

総務課 危機管理係

TEL 0265-86-3111（内線 218・219）